

## 特記仕様書(その2)

### 佐井寺西土地区画整理事業に係る土質調査業務(その2)

#### 1 交通誘導警備員について

土質調査期間中は安全巡視員を配置し、土質調査箇所における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、調査地域全般の監視及び連絡を行い安全確保に努めなければならない。

交通誘導警備員については、調査地点No.8への資機材搬入・搬出時にそれぞれ2名配置を行うものとする。ただし、実際の配置人数及び場所等については、監督員及び警察等と協議のうえ決定するものとする。協議の結果、交通誘導警備員の配置人数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

#### 2 安全施設等について

調査期間中における標識類、防護柵等、安全標識、施設類等については、第三者協議の結果又は現場条件に応じて実施するものとする。なお、交通整理についても同等の扱いとする。

#### 3 調査深度及び試験項目について

本業務は佐井寺西土地区画整理事業で整備する道路施設等の設計に伴う土質調査業務であり、調査目的を十分に理解した上で目的に応じた調査深度及び試験項目を検討すること。なお、土質調査及び試験項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行ったうえ、設計変更の対象とする。

#### 4 基盤面について

土質調査時に工学的基盤面が確認できた場合には、協議の上、措置を決定すること。また、この内容については、設計変更の対象とする。

#### 5 現場内小運搬について

現場内小運搬について、No.3、No.4、No.6、No.7、No.9、No.10の6か所及び、No.8で合計8.7tを見込んでいる。ただし、実際の現場条件に応じ、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。